

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	東北港湾における国際フィーダー利用拡大に向けた物流検討業務
業 務 概 要	本業務は、2024年4月から自動車運転の業務に適用された改正労働基準法の労働時間の上限規制を踏まえ、東北地方におけるコンテナ貨物流動の詳細を把握し、将来動向の推計や東北港湾における国際フィーダー利用拡大に向けた施策等の検討を行うものである。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 びにその所属する部局 の 名 称 及 び 所 在 地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 渡邊 茂 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
契 約 年 月 日	令和6年9月9日
契 約 業 者 名	東北港湾における国際フィーダー利用拡大に向けた物流検討業務みなと総研・パシフィックコンサルタンツ設計共同体 代表者 一般財団法人みなと総合研究財団
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門三丁目1番10号
契 約 金 額	23,716,000 円(税込)
予 定 価 格	23,738,000 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和6年9月9日
履 行 期 間 (至)	令和7年2月28日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

令和 6 年度

随 意 契 約 理 由 書

1. 業務の名称 東北港湾における国際フィーダー利用拡大に向けた物流検討
業務

2. 契約業者名 みなと総研・パシフィックコンサルタンツ設計共同体

3. 随意契約理由

本業務は、2024年4月から自動車運転の業務に適用された改正労働基準法の労働時間の上限規制を踏まえ、東北地方におけるコンテナ貨物流動の詳細を把握し、将来動向の推計や東北港湾における国際フィーダー利用拡大に向けた施策等の検討を行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。

審査の結果、みなと総研・パシフィックコンサルタンツ設計共同体を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、みなと総研・パシフィックコンサルタンツ設計共同体と随意契約を行うものである。